

PTAとは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、

親と教師とが協力して、

学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、

さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるための
会員相互の学習その他必要な活動を行う団体

PTAは、※社会教育関係団体です。

PTAは、会員の総意によって成り立っている組織です。

PTA活動を規制するための法律はなく、運営方針や活動などは会員の総意で決定できます。

※ 社会教育関係団体：「学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）」と社会教育法に定義

PTAは任意加入団体

▶ PTAは、PTAの趣旨に賛同し協力の意思を持った会員で構成される組織で、会員に入会を強制することはできません。退会についても同様です。

入会の意思は何らかの方法で確認する必要があります。

※ 意思確認の際に PTA 活動の目的や意義などを十分説明することで入会への意欲を高めることが重要

・PTA 入会式 または PTA 総会で確認する

・申し出方法 「入会されない方は、〇月〇日までにご連絡ください」

・書面確認 入会申込書・退会届

PTA会費について

▶ PTA会費の徴収も、本人の意思に基づくものであるため、本人の十分な理解のもと、徴収されなければなりません。徴収方法についても、PTA 会費は校納金ではないが、PTA からの依頼により、保護者の利便性と負担軽減を図るため、校納金と同時に徴収されていることの説明が必要。

▶ PTA会費は、自分の子どものPTAサービスの権利を得るためのものではない。

※お金を払ってくれた人だけにサービスをする団体ではない

▶ 会員（保護者と教職員）自らの学びのための学習活動・文化活動や子どもへの支援活動を行うために活用する。

▶ メリット

活動を通して会員自身が学び成長でき、そして、その家庭のみならず学校・地域全体がよくなることの貢献できる。